

後期高齢者医療保険 限度額適用認定証の交付について

医療費の限度額は所得区分によって異なります。医療機関の支払いを限度額までにするためには、所得区分により「限度額適用認定証」が必要な場合があります。

認定証が必要な人で、医療費が高額になる場合は、あらかじめ保険年金課（窓口101番）で「限度額適用認定証」の交付申請をし、医療機関に提示するようにしてください。

※平成31（令和元）年度に認定証の交付を受けている人で、8月以降も認定できる人には、7月下旬に認定証を送付していますのでご確認ください。

※所得区分を判定するためには、世帯全員の所得の確認が必要になります。所得の申告がない場合、認定証の交付ができないことがありますので、ご注意ください。

※新たに認定証の交付を受けられる人は申請が必要です。

（申請に必要なもの…保険証、印鑑、代理人が手続きされる場合は委任状など）

所得区分		医療機関に提示するもの	
現役並み所得者	Ⅲ（住民税課税所得 690 万円以上）	保険証	（認定証の申請は不要）
	Ⅱ（住民税課税所得 380 万円以上）	保険証	限度額適用認定証 ← 申請必要
	Ⅰ（住民税課税所得 145 万円以上）		
一般（住民税課税所得 145 万円未満）	保険証	（認定証の申請は不要）	
非課税世帯	低所得者Ⅱ ^{（注1）}	保険証	限度額適用・標準負担額減額認定証 ← 申請必要
	低所得者Ⅰ ^{（注2）}		

（注1）世帯員全員が住民税非課税の人。

（注2）世帯員全員が住民税非課税であって、かつ、各所得が0円（年金の所得は控除を80万円として計算）の人。

問合せ＝保険年金課 医療係（内線327・328）

◆昭和20年9月2日～昭和20年10月1日生まれの人へ…今月下旬ごろに、「後期高齢者医療被保険者証」を書留郵便で発送します。（保険年金課医療係）